

産前産後の国民年金保険料が免除されます！

問 佐賀年金事務所 ☎31-4191 / 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159



国民年金第1号被保険者（自営業者、学生、無職の人など）が出産した場合、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。免除期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

■免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（産前産後期間）を対象に保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※妊娠85日（4か月）以上の早産・死産・流産された人を含む

■対象者

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人

※国民年金に任意加入している人は対象になりません

■届出時期

出産予定日の6か月前から※平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です

■手続きに必要なもの

- 基礎年金番号通知書や年金手帳またはマイナンバーカード（カードを作成していない場合は、マイナンバーが確認できる書類と顔写真付き身分証明書）
- 母子健康手帳

パブリックコメントを実施しています

問 佐賀中部広域連合事務局総務課 ☎20-0800



次の計画（案）に対して、パブリックコメントを実施しています。

■計画（案）

佐賀中部広域連合広域計画（案）
 佐賀中部広域連合事務局総務課、多久市役所総合政策課、地域包括支援課、防災安全課窓口、市内各町公民館など

■募集期間

11月1日（火）～30日（水）

■提出方法

意見書（任意様式）に住所、氏名、連絡先、

意見を必ず明記してください。

■提出先

- ・メール：rengo@chubu.saga.saga.jp
- ・郵送：〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀中部広域連合事務局総務課
- ・FAX：40-11165
- ・直接持参

※閲覧場所でも提出できます



住民税非課税世帯などに対する給付金のお知らせ

問 福祉課 保護係 緊急支援給付金特設電話 ☎0120-414-567



電力、ガスを含むエネルギー・食料品価格などの物価高騰による影響を受けやすい低所得世帯の負担を軽減することを目的として、令和4年度住民税非課税世帯および家計急変世帯に対して、1世帯当たり5万円を給付し暮らしの支援を行います。

- 対象者 令和4年度住民税非課税世帯
家計急変世帯（予期せず家計が急変し非課税同等水準と認められる世帯）
- 手続き 住民税非課税世帯：該当世帯には11月前半に通知予定です。同封の口座確認書を返送ください。（※令和4年1月2日以降に転入した人や収入未申告の人がいる世帯は別途、申請が必要です）
家計急変世帯：申請が必要です。ご相談ください。
- 給付時期 審査決定後（約3週間後）